

下関市猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の動物愛護の趣旨に基づき、市民による猫への不妊去勢手術の実施を奨励するため、その負担の軽減を図るための下関市猫の不妊去勢手術助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定め、もって猫の不必要な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(助成金の対象等)

第2条 市長は、次に該当する猫（以下「猫」という。）の管理者が指定獣医師（下関市開業獣医師会に所属する獣医師その他市長が指定する者をいう。以下同じ。）による当該猫に対する不妊去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）を行う場合に、その不妊去勢手術に要する費用に対し、助成金を交付する。

(1) 下関市内に住所を有し、かつ、居住している管理者が下関市内において管理していること。

(2) 飼い主がいない猫については、管理者が当該猫に日常的に給餌又は給水等の行為を行っていること。

(3) 地域猫については、下関市地域猫活動支援事業実施要綱（令和3年4月1日制定）第5条の規定による届出を行い、同要綱第6条の規定により当該届出を受理されている地域猫活動団体が管理する猫であること。

2 助成金の対象となる猫の数は、一年度につき一世帯10頭まで（飼い主のいない猫は5頭まで、地域猫は1地域5頭まで）に限る。

3 指定獣医師の指定を受けようとする者は、指定獣医師申請書（様式第1号）に獣医師免許証の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

4 市長は、指定獣医師申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、指定獣医師指定書（様式第2号）を交付する。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、猫の不妊去勢手術1件につき10,000円とする。

(交付の申請)

第4条 不妊去勢手術を行おうとする管理者で、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、不妊去勢手術助成金交付申請書(様式第3号)により、市長に助成金の交付を申請しなければならない。

2 飼い主のいない猫の申請者は、前項の規定による申請をしようとするときは、前項の申請書に、誓約書(様式第4号)を添付しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行うものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 申請者は、猫に不妊去勢手術を受けさせるときは、当該猫の耳に不妊去勢手術実施済の証明としてV字カット処置を受けさせなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第5条の規定による審査により、助成金の交付が適当でないとき、助成金を交付しない旨を、助成金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に不妊去勢手術を中止しようとするときは、助成金申請取下げ申請書(様式第7号)により当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(不妊去勢手術の遅延)

第9条 申請者は、不妊去勢手術が、市が定めた期間内に完了しないときは、遅滞なく、不妊去勢手術遅延理由書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

2 前項における市が定める期間は、第11条第2項に定める期間とする。

3 市長は、第1項の書類の提出を受けた場合には、市が定めた期間を変更することができる。

4 前項の場合において、新たに市が定める期間は、第11条第2項に定める期間の末日から30日以内かつ当該年度内とする。

（不妊去勢手術の実施）

第10条 第7条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成管理者」という。）は、その猫に対し、不妊去勢手術を受けさせなければならない。

2 前項の不妊去勢手術を実施した指定獣医師は、不妊去勢手術実施証明書（様式第9号）を当該助成管理者に交付するものとする。

（助成金の交付請求）

第11条 前条第1項の不妊去勢手術を受けさせた助成管理者は、不妊去勢手術助成金請求書（様式第10号）により、前条第2項の規定により交付を受けた不妊去勢手術実施証明書を添付して、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による助成金の請求については、助成金の交付の決定の日から30日以内かつ当該年度内にこれを行わなければならない。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に助成管理者に当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び助成金の返還）

第13条 市長は、助成管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）助成管理者が不妊去勢手術助成金請求書の提出を第11条第2項に規定する期限内に行わないとき。ただし、市長が当該請求を行わないことについてやむを得ない理由があると認める場合を除く。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(5) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、助成金交付決定取消し通知書（様式第11号）により助成管理者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消し部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、助成管理者に対し質問をし、報告を求め、若しくは不妊去勢手術の遂行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(指定獣医師の取消し)

第15条 市長は、指定獣医師が本要綱及び獣医療法その他関係法令の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前の予算に係る補助金（令和7年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。